

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第74号

2014.4

## 第74回通常組合会

## 平成26年度事業計画案・予算案を承認

## 議長に井川雅典議員、副議長に松崎正樹議員を選任



平成26年3月19日(水)午後1時より、組合会議員40名全員出席のもと中野サンプラザ（東京都中野）において第74回通常組合会が開催された。齊藤専務理事の進行により開始となり、氏名点呼に続き、役員改選後初の組合会のため、山下常務理事より役員紹介が行われた。恒石副理事長の開会の辞の後、仮議長の選出が行われ、岩手県支部の箱崎議員が選出された。

箱崎仮議長のもと日程を一部変更し、第1号議案『議長・副議長の選任』が上程された。議長・副議長の選出には協議方式によることとし、6名の地区代表議員（中屋敷議員、羽田議員、山崎議員、井田議員、秦野議員、松岡議員）が選出され別室にて協議が行われた。地区代表議員会委員長の中屋敷議員より、議長に徳島県支部の井川議員、副議長に新潟県支部の松崎議員を選出したことが報告され、組合会において承認された。

この後、井川議長・松崎副議長のもと議事日程に従って進行され、議事録署名人に議長他、高知県支部の窪議員を指名した後、元副理事長の一志先生をはじめ、物故組合員に対する弔意黙祷が行われた。

尾上理事長の挨拶（要旨については後述）の後、報告事項となり、齊藤専務理事より栃木県庁関係（支部指導監督の結果）、全国歯関係（規約施行規則・積立金規程・職員退職手当規程の一部改正、平成26年度会議開催予定）、仲佐副理事長より全歯連関係、事務局より全国歯関係（法令順守実践計画の一部改正、除名処分、資格確認調査結果、療養給付費の状況等）について報告された。

続いて議事に移り、第2号議案『規約の一部改正（案）について』、第3号議案『職員退職手当積立金の処分について』、第4号議案『国保基幹システム等準備金積立金の処分について』、第5号議案『平成26年度事業計画(案)について』、第6号議案『平成26年度歳入歳出予算(案)について』上程され、審議の後、原案通り可決承認された。協議事項は無く、表彰等が執り行われ、横山相談役、今井相談役に特別功労賞の表彰、秋の叙勲で旭日双光章を受章された堀部理事に記念品の贈呈が行われた。

鈴木副理事長の閉会の辞で閉会となった。

## 開会の辞（要旨） 恒石副理事長

今日、先生方には全国から第74回の組合会にご出席いただき、本当にありがとうございました。運営執行部の最初の組合会ですので、議事の中でも新しい議長、副議長の選任もごございます。また私共の国保組合を取り巻く環境というのも非常に厳しくなっておりまして、保険料の増額ということもしなくてはならない状態です。大事な議事がございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。また横山先生と今井先生には特別功労ということで授与が予定されております。さらに叙勲等の受章者に対しても記念品を贈呈がございます。その先生方に対してお喜びを申し上げまして開会のご挨拶といたします。



恒石副理事長

## 議長・副議長挨拶（要旨）

### ◆井川議長

ただ今議長に選任されました、徳島県の井川と申します。議員歴は長いのですが、まだまだ未熟でございますので、皆様方のご協力ご指導をいただきまして、スムーズな議事運営を図っていきたくと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### ◆松崎副議長

新潟県支部の松崎と申します。なにぶん不慣れですけれども、議長の井川先生ならびに皆様方のご協力をいただきまして議事進行を務めさせていただきたいと思っております。どうぞ

よろしくお願いいたします。



松崎副議長

井川議長

## 理事長挨拶（要旨） 尾上理事長



尾上理事長

本日は第74回通常組合会を開催させていただきましたところ、20府県から40名全員の議員の先生方にご出席いただき誠にありがとうございます。今年の冬は、特に雪国の方は非常に大変な目にあわれたことだろうと思えます。お見舞い申し上げます。この執行部で2年間、執行に当たらせていただいておりますので、これからもよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いします。

まず厚労省関係としては、25年9月10日に平成24年度の概算医療費の動向を公表しました。総額は前年度から6,400億円増加し38兆400億円となり、13年連続で過去最高を更新しました。伸び率は1.7%です。政府としては、財政諮問会議を開き、社会保障費の抑制を協議されています。安倍総理は議会で、2014年の予算編成では新たな国民負担につながる措置は厳に慎まなければならないと強調し、診療報酬の引き上げは難しいというようなことで、先だって発表のあったような改正ということになったわけです。まず問題とな

るのは、この社会保障制度は毎年1兆円ずつ増加し、2014年には初めて30兆円を突破するという事です。このような環境の中で日本が発展を続けるためには健康寿命を延ばさなければならぬ。健康寿命とは日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる生存期間を意味すると言われております。厚労省は2010年に日本の健康寿命の推計を、男性70.42歳、女性73.62歳と公表しております。同年の平均寿命が、男性79.64歳、女性86.39歳と比較しますと、健康寿命は平均年齢よりも、男性で約9年、女性で約12年短いということになっております。この間が自立して生活できない年数になりますので、歯科会の進むべき方向性としては、健康寿命の延伸という国策に沿った歯科医療政策を充実させることで、結果として全体的に医療費の削減ができると訴え、国民の理解を得ることを目指していくべきであるとされております。

療養給付補助金が減少する要因のひとつが、適用除外の承認を受けて国保組合に加入する組合特定被保険者数の割合が上がっていくこととされております。全国歯では今現在、21%ほどが組合特定被保険者です。

続いて国保中央会関係としては、スローガンとして医療保険制度の一本化を早期に実現すること、国の責任において国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとされております。また社会保障・税番号制の利用範囲拡大では、被保険者の利便性の向上と事務の合理化を実現すること、さらに、国民健康保険組合の健全な運営を確保することとしております。

次に全歯連関係ですが、各歯科医師国民健康保険組合の将来のあり方として調査研究をするということが言われております。

全国歯関係ですが、現在、組合員数は66,780人となっており、25年度に比べて828人の減少で、1種組合員とその家族が減少しているということです。後期高齢者は883人です。2月25日に中間での監事会が開催され、概ね良好ということでした。特に経費の

節減を行うため役員人数を削減し、また役員報酬の13%の削減、職員の給与の適正化などの運営努力を評価いただきました。また積立金もバラバラで運用しているものを纏めて、利息の高い仕組み預金等にするよう指摘をいただきました。

新基幹システムの本稼働に向けて、26年2月14日に開発の委託業者である日立製作所において、事務局に対する新基幹システムの研修会を開催させていただき、適用・保険料徴収業務関係の研修を行いました。

26年度の予算を見ると、182億2,100万円ほどの予算金額です。前年度より6億1,800万ほど増えています。26年度で保険料を引き上げさせていただき、1種組合員とその家族が800円の引き上げ、2種組合員および3種組合員とその家族は500円の引き上げということで、これをご承認いただければこのような予算になるかと思っております。予算の66.21%が保険料です。

続いて歳出の部を見ると、保険給付費が76億9,200万円。今まで年々増えていきましたが、25年度から26年度にかけて約2億円減少しております。ここで問題になってくるのは、歳を重ねるごとに起こる病気は、がん、心血管疾患、糖尿病、高血圧、メタボリックシンドローム、閉塞性肺炎疾患、肺気腫、骨関節、目・耳等の感覚器疾患、認知症、これらの疾患は非常に長い間、無症候期にあるということです。この無症候期にいかに速やかに治療するかということにより、先ほど申し上げた健康寿命をいかに延ばすかということにつながり、最終的には医療費の削減につながるということになります。今、医療費として一番かかっているのは1種組合員とその家族です。それで66%の医療費を占めているので、なんとしても組合員に健康寿命を延ばしていただくような方策を講じていかなければならないのではないかと考えております。本日の上程する予算案で執行させていただきたいと思っております。

それから26年度には所得調査があり、前回

の21年度に行なわれた調査では、3,443名の方が調査されているということで、これは本人のみということですので、今回もまた6月から9月頃に行なわれるということです。調査対象となった組合員の皆様のご協力をお願いします。

本日は1号議案から6号議案までの議案があり、事業計画案と予算案のところで保険料の引き上げ等もご審議いただきたいと思っています。また組合規約の一部改正ということも出ておりますので、慎重にご協議をお願いしたいと思います。簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。

## ■ 報告事項



齋藤専務理事

### 【栃木県関係】

1. 平成25年度国民健康保険事業に係る支部指導監督は鳥取県、島根県、高知県、徳島県の4支部で実施され、概ね適正に実施されている旨の評価であった。

また、組合全体に関わる事について指導があった。

### 【全歯連関係】

1. 平成26年3月4日に全歯連の第2回通常総会が開催された。当日の会議次第、日程に沿って全歯連理事の仲佐副理事長より次のように報告があった。

小澤会長の挨拶の後に役員を紹介があり、全国歯から尾上理事長が全歯連副会長となっ

ている。全歯連表彰は、総人数84名の表彰があり、全国歯からは23名の表彰があった。受賞者の代表謝辞に全国歯の滝澤監事（長野県）がご挨拶をされた。来賓祝辞は日歯の大久保会長、日歯連盟の高木会長、全協から阿部会長、国会議員からは松本純衆議院議員、その他歯科医師の国会議員であります石井みどり参議院議員を初め4名の方がご挨拶に立たれた。

議事は、①規約の一部改正、②平成26年度全歯連事業計画、③平成26年度全歯連会費賦課並びに徴収、④平成26年度全歯連歳入歳出予算についての4議題があり、原案通り可決承認された。

### 【全国歯関係】

1. 規則・規程の改正について
  - (1) 規約施行規則の一部改正
  - (2) 積立金規程の一部改正
  - (3) 職員退職手当規程の一部改正
  - (4) 平成26年度法令順守のための実践計画の一部改正

### 2. 平成25年度の除名処分

平成26年2月の理事会までの除名者について京都府支部で2名、新潟県支部で1名、それに伴い家族6名、2種組合員2名の資格喪失となっている。

### 3. 組合員の被保険者資格の確認調査の実施結果

対象被保険者数37,128人中、無資格が確認されたのが0人、調査未了者が407人であったとの結果報告書を県に提出した。県はこの結果を国に報告することになっている。未了者についての扱いについては、今後、国から改めて通知される予定。

### 4. 平成25年度療養給付費・総医療費の状況

平成25年4月から平成26年1月までの療養給付費の対前年度比で0.06%の伸び。

5. 平成26年度会議開催予定

全国歯科医師国民健康保険組合平成26年度会議開催予定表  
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
26年	4月	18日(金)	職員事務研修会	18日 13:00～17:00	南青山会館
		～19日(土)		19日 9:00～15:00	
	5月	28日(水)	第1回常務会	13:00	東京事務所
	6月	25日(水)	第1回監事会 第1回理事会	9:30	中野サンプラザ
				13:30	中野サンプラザ
	7月	23日(水)	第2回常務会 第1回議長団打合会 第75回通常組合会	11:00	中野サンプラザ
				12:00	中野サンプラザ
				13:00	中野サンプラザ
	8月	27日(水)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所
9月					
10月	8日(水)	第3回常務会	13:00	東京事務所	
11月	12日(水)	第4回常務会 第2回理事会	11:00	中野サンプラザ	
			13:00	中野サンプラザ	
12月					
27年	1月				
	2月	17日(火)	第5回常務会	13:00	東京事務所
		24日(火)	第2回監事会	14:00	東京事務所
		25日(水)	第3回理事会	13:00	中野サンプラザ
3月	19日(木)	第6回常務会 第2回議長団打合会 第76回通常組合会	11:00	中野サンプラザ	
			12:00	中野サンプラザ	
			13:00	中野サンプラザ	

■ 議 事

第1号議案 議長・副議長選任の件

齊藤専務理事

本組合会開会の辞の後、仮議長に岩手県支部の箱崎議員が選出され、箱崎仮議長のもと日程を一部変更し、第1号議案『議長・副議長の選任』が上程された。

齊藤専務理事より、議長・副議長の選任について説明があり、協議により選出することとした。続いて協議により選出する方法はA、B、C地区組合会議員の中から、それぞれ推薦された2名の地区代表議員で構成する地区代表議員会で選出し、組合会の承認を得ることになっている旨の説明があり、地区代表議員を選出後、組合会を暫時休憩して地区代表議員会を開催し、委員長に中屋敷議員を選出し、慎重に協議の結果、下記の通り議

長・副議長を選出した。再開された組合会に諮り、可決承認され議長および副議長が選任された。

議長 井川雅典 (徳島県支部)  
副議長 松崎正樹 (新潟県支部)

地区代表議員

A地区 中屋敷修 (岩手県支部)  
羽田明廣 (長野県支部)  
B地区 山崎安仁 (富山県支部)  
井田治彦 (滋賀県支部)  
C地区 秦野真治 (島根県支部)  
松岡利安 (香川県支部)



箱崎仮議長

**第2号議案 規約の一部改正（案）について議決を求める件 齊藤専務理事**

規約の一部改正（案）について趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決決定された。

- (1) 第7条 組合員の範囲及び種類
- (2) 第15条 傷病手当金
- (3) 第16条の2 保健事業（傷病見舞金）
- (4) 第18条 保険料の賦課額
- (5) 第64条 財産の管理

全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正（案）新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

現 行	改 正（案）
第1章 総 則 第1条～第6条 （略） 第2章 組合員	第1章 総 則 第1条～第6条 （略） 第2章 組合員
（組合員の範囲及び種類） 第7条 組合員は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。 二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。 三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。 2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。 ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。 3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定	（組合員の範囲及び種類） 第7条 組合員は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務するものを除く。）で次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。 二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される歯科医師とする。 三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。 2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。 ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。 3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
<p>基準は別に定める。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第3章 保険給付 第12条～第14条 (略)</p> <p>(傷病手当金)</p> <p>第15条 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため、<u>引き続き5日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員である被保険者は1日につき4,000円を、2種組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者は1日につき1,500円を支給する。</u></p> <p>ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。</p> <p>第4章 保健事業 第16条 (略)</p> <p>第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、高齢者医療確保法第64条の規定による療養の給付を受けている場合において、その療養のため、<u>引き続き5日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病見舞金として、1日につき 4,000円を支給する。</u></p> <p>ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。</p>	<p>基準は別に定める。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第3章 保険給付 第12条～第14条 (略)</p> <p>(傷病手当金)</p> <p>第15条 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため<u>入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員である被保険者は1日につき4,000円を、2種組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者は1日につき 1,500円を支給する。</u>ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。</p> <p>第4章 保健事業 第16条 (略)</p> <p>第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、高齢者医療確保法第64条の規定による療養の給付を受けている場合において、その療養のため<u>入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病見舞金として、1日につき 4,000円を支給する。</u>ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。</p>

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
<p>二 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として200,000円を支給する。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の</p> <p>(1) 及び (2) に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,5</p>	<p>二 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として200,000円を支給する。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の</p> <p>(1) 及び (2) に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,5</p>

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
<p>00円 (年額390,000円) を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円 (年額19,500円) とする。</p> <p>(2) <u>月額7,000円 (年額84,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額 (以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額 (以下「介護納付金賦課額」という。) <u>月額3,500円 (年額42,000円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額15,500円 (年額186,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,500円 (年額42,000円)</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額8,000円 (年額96,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,500円 (年額42,000円)</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円 (年額60,000円) とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者</p>	<p>00円 (年額390,000円) を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円 (年額19,500円) とする。</p> <p>(2) <u>月額7,800円 (年額93,600円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額 (以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額 (以下「介護納付金賦課額」という。) <u>月額3,700円 (年額44,400円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額16,000円 (年額192,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,700円 (年額44,400円)</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額8,500円 (年額102,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額3,700円 (年額44,400円)</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円 (年額60,000円) とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者</p>

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
<p>については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ <u>基礎賦課額 月額5,000円 (年額60,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ <u>介護納付金賦課額 月額3,500円 (年額42,000円)</u></p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p>第6章 組合会 第28条～第38条 (略)</p> <p>第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員 第39条～第55条 (略)</p> <p>第8章 理事会 第56条～第59条 (略)</p> <p>第9章 業務の執行及び会計 第60条～第63条 (略)</p> <p>(財産の管理) 第64条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金、国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、別途積立金、事務所維持・拡充積立金、役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金並びに国保基幹システム等準備積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>三 略</p>	<p>については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 (1) <u>1種家族 月額5,800円 (年額69,600円)</u> (2) <u>2. 3種家族 月額5,500円 (年額66,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,200円 (年額38,400円)</p> <p>ハ <u>介護納付金賦課額 月額3,700円 (年額44,400円)</u></p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p>第6章 組合会 第28条～第38条 (略)</p> <p>第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員 第39条～第55条 (略)</p> <p>第8章 理事会 第56条～第59条 (略)</p> <p>第9章 業務の執行及び会計 第60条～第63条 (略)</p> <p>(財産の管理) 第64条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金、国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、別途積立金、事務所維持・拡充積立金、役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>三 略</p>

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
四 略	四 略
第65条～第67条 (略)	第65条～第67条 (略)
第10章 雑則	第10章 雑則
第68条 (略)	第68条 (略)
第11章 罰則	第11章 罰則
第69条～第73条 (略)	第69条～第73条 (略)
	附 則
	<u>1. この規約は、平成26年4月1日から施行する。</u> <u>(第7条第二号及び第三号の改正)</u> <u>(第15条・16条の2 支給日の改正)</u> <u>(第18条基礎賦課額及び介護納付金賦課額の改定)</u> <u>(第64条第二号国保基幹システム等準備積立金削除)</u>
	2. 第15条・16条の2について、入院日が施行目前である被保険者に係る傷病手当金及び後期高齢者の組合員に係る傷病見舞金については、なお従前の例による。

**第3号議案 職員退職手当積立金の処分について議決を求める件 齊藤専務理事**

職員の退職に伴う退職手当の支給に充てるために、職員退職手当積立金の一部を処分。

平成25年度職員退職手当支給額  
2,530,470円

**第4号議案 国保基幹システム等準備積立金の処分について議決を求める件 齊藤専務理事**

新基幹システム導入にかかる平成25年度作業分の経費の支払いに充てるため、国保基幹システム等準備積立金の全額を処分。

平成25年度国保基幹システム等準備積立金の処分額  
56,889,928円

**第5号議案 平成26年度事業計画 (案) について議決を求める件 齊藤専務理事**

平成26年度事業計画について、次のとおり趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決決定された。

**概況**

厚生労働省では、国保組合に対する国庫補助見直しに関する議論がされてきた。平成22年11月16日の行政刷新会議の事業仕分けでは、国保組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得水準の低い国保組合については、従前どおりのしっかりした補助を、その代わりに所得水準の高い国保組合については、国庫補助ゼロも含めた5段階の定率補助で議論された。

また、平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱では、保険者間の

公平を確保する観点から、所得水準の高い国保組合に対する国庫補助を見直すことで議論がされていた。

さらに、平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書では、財政基盤の安定化、保険料にかかる国民の負担に関する公平の確保から、所得水準の高い国保組合に対する定率補助もかねて廃止の方針が示されており、保険料負担の公平の観点から、廃止に向けた取り組みを進める必要があるとなっている。

そして、平成25年8月21日に閣議決定された、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子の中で、「高齢化の進展、高度な医療費の普及等による医療費の増大が見込まれています。国民皆保険制度を維持することを旨として必要な改革が行なわれ、持続可能な医療保険制度を構築するため、検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされ、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての措置として、所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しをすることになっている。

スケジュール的に、次期医療計画の策定期間が平成30年度であることを踏まえ、必要な措置を平成26年度に行ない、法改正が必要な措置については、法案を平成27年通常国会に提出することを目指している。

## I. 事業運営の方針

医療保険制度改革により、当組合も国庫補助が削減される恐れがある。この法案は平成27年通常国会への提出を目指しており、平成28年度の国庫補助率に影響があると予想される。

現在のところ、当組合では、平成25年度までに役員数の削減、役員報酬の引き下げ、職員の給与の適正化など運営努力を続け、保険料の据え置きをしてきた。

しかしながら、平成28年度に国庫補助率が32%から16%になり、国庫補助金が大幅に減額となることが予想され、平成28年度には保険料の大幅な引き上げが必要となる。その

為、平成26年度から3年間をかけ、段階的に保険料を引き上げ、国庫補助率の引き下げに対応し、健全な国保組合運営に向けて最善の努力をしていきたい。

## II. 実施事業

### 1. 保険料

#### 一 基礎賦課額

##### (1) 所得割賦課額（1種組合員に賦課）

##### ① 保険診療者

ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額

イ. 医療法人は、各医療機関ごとに前年の保険診療報酬額の合算額の1000分の6.5を乗じた額

ウ. 上限賦課額 月額32,500円  
(年額 390,000円)

##### エ. 下限賦課額

月額 4月 1,900円、  
5月～3月 1,600円  
(年額19,500円)

オ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の世帯に属する夫婦・親子である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除する。

##### ② 非保険診療者（矯正標榜者・医療法人を含む）

ア. 月額 32,500円  
(年額390,000円)

イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。

(1)均等割賦課額(1人当たり)

種 別	賦課額 (月額)	種 別	賦課額 (月額)
1種組合員	7,000円 → <u>7,800円</u>	3種組合員	8,000円 → <u>8,500円</u>
1種組合員の家族	5,000円 → <u>5,800円</u>	3種組合員の家族	5,000円 → <u>5,500円</u>
2種組合員	15,500円 → <u>16,000円</u>	後期高齢者組合員	5,000円 → <u>5,800円</u>
2種組合員の家族	5,000円 → <u>5,500円</u>	の家族	

※ 基礎賦課額には、前期高齢者納付金1人当たり1,928円が含まれる。

二 後期高齢者支援金等賦課額

組合員及び組合員の世帯員	1人当たり	月額3,200円 (年額38,400円)
--------------	-------	----------------------

三 介護納付金賦課額

組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の者	1人当たり 月額3,500円 (年額42,000円)	→	<u>月額3,700円</u> (年額44,400円)
--------------------------------------	----------------------------------	---	--------------------------------

四 後期高齢者賦課額

後期高齢者組合員	1人当たり	月額5,000円 (年額60,000円)
----------	-------	----------------------

2. 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。

一 基礎賦課額 (均等割賦課額)	1人当たり 月額5,000円 (年額60,000円)	→	<u>月額5,500円</u> (年額66,000円)
二 後期高齢者支援金等賦課額	1人当たり	月額3,200円 (年額38,400円)	

3. 療養給付費等の支給

(1)給付割合

種 別	給付割合
1. 組合員	7割給付
2. 家族	7割給付
3. 義務教育就学前まで	8割給付
4. 前期高齢者のうち(70~74歳)	
・ 現役並み所得者	7割給付
・ 一般所得者で平成26年4月1日以前に70歳から74歳となっている者	<u>9割給付</u> ※
・ 一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者	<u>8割給付</u> ※

※「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置」により70歳から74歳までの被保険者について、給付割合が9割に据置かれていたが、平成26年4月からは平成26年4月2日以降に70歳に達する被保険者等について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から8割給付となる。なお、平成26年4月1日以前に70歳から74歳の年齢に達している者については、75歳到達まで9割に据置かれる。

(2) 歯科給付

1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ①他の医療機関における受診については給付する。
- ②自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行に

よる調剤については給付しない。

(3) 高額療養費の支給

- ・同一被保険者が同一月内に、同一医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。
- ・入院及び外来に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して、自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額に止めることとする。
- ・保険薬局及び指定訪問看護事業者についても同様の取扱を受けることができる。
- ・なお、平成26年度は、年度途中で次のとおり変更となる。

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し（新旧比較表）

〈平成26年12月以前〉				〈平成27年1月以降〉			
70歳未満	区分	所得要件	限度額	所得要件	限度額		
	上位所得	旧ただし書所得 600万円超	150,000+ (総医療費-500,000) × 1% (多数該当: 83,400)	旧ただし書所得 901万円超	252,600+ (総医療費-842,000) × 1% (多数該当: 140,100)		
	一般	旧ただし書所得 600万円以下	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当: 44,400)	旧ただし書所得 210万円~600万円以下	167,400+ (総医療費-558,000) × 1% (多数該当: 93,000)	旧ただし書所得 210万円~600万円以下	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当: 44,400)
	低所得	住民税非課税	35,400 (多数該当: 24,600)	旧ただし書所得 210万円以下	57,600 (多数該当: 44,400)	旧ただし書所得 210万円以下	35,400 (多数該当: 24,600)

70歳 ~ 74歳	区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額	区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
	現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当: 44,400)	現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当: 44,400)
	一般	課税所得 145万円未満 <sup>※1</sup>	2割 (※3)	12,000	44,400	一般	課税所得 145万円未満 <sup>※2</sup>	2割 (※3)	12,000	44,400
	低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600	低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600
	低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		8,000	15,000	低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		8,000	15,000

- ※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
- ※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
- ※3 特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。

【注】

- ① 〈 〉内は、多数該当（過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合

② 高齢者医療に係る凍結措置

高齢者医療に係る「凍結措置」により平成27年3月まで下記のとおり凍結が継続される。

外来 24,600円 → 12,000円  
 入院 62,100円 → 44,400円

③ 75歳到達月における自己負担限度額の特例

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1と

する。

(4)高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

なお、平成26年度は、年度途中で次のとおり変更となる。

高額介護合算療養費制度の算定基準額等の見直し（新旧比較表）

	〈現行〉		〈平成26年8月～27年7月〉		〈平成27年8月以降〉		
	区分	所得要件	限度額	所得要件	限度額		
70歳未満	上位所得	旧ただし書所得 600万円超	1,260,000	旧ただし書所得 901万円超	1,760,000	旧ただし書所得 901万円超	2,120,000
	一般	旧ただし書所得 600万円以下	670,000	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	1,350,000	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	1,410,000
				旧ただし書所得 210万円～600万円以下	670,000	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	670,000
	低所得	住民税非課税	340,000	旧ただし書所得 210万円以下	630,000	旧ただし書所得 210万円以下	600,000
			住民税非課税	340,000	住民税非課税	340,000	
70歳～74歳	現役並所得	課税所得 145万円以上	670,000	課税所得 145万円以上	670,000	課税所得 145万円以上	670,000
	一般	課税所得 145万円未満（※1）	620,000 （※560,000）	課税所得 145万円未満（※2）	560,000	課税所得 145万円未満（※2）	560,000
	低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000	住民税非課税	310,000	住民税非課税	310,000
	低所得Ⅰ	住民税非課税 （所得が一定以下）	190,000	住民税非課税 （所得が一定以下）	190,000	住民税非課税 （所得が一定以下）	190,000

※一般については、附則で560,000円に据え置かれる。

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(5)出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

1児につき	420,000円
-------	----------

【注】

産科医療補償制度に加入する医療機関等（加入分娩機関）において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押された領収書等の写しを支給申請書に添付する。

(6)葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

種 別	金 額
1種組合員	200,000円
2種組合員	100,000円
3種組合員	100,000円
1・2・3種組合員の家族	50,000円
後期高齢者組合員の家族	50,000円

(7)療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。

① 診療費

やむを得ず被保険者証を提出できずに医療機関に受診したものの診療費（薬剤費、海外療養費を含む）

② 補装具

治療用装具（補装具、弾性着衣、小児弱視の眼鏡など）

③ 柔道整復師

柔道整復師の施術

④ あん摩・マッサージ

あん摩師・マッサージ師の施術

⑤ はり・きゅう

はり師・きゅう師の施術

⑥ その他

上記の療養費に該当しない療養

費（看護、生血等）

(8)移送費の支給

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシーなどで移送した場合、また骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について申請により移送費を支給する。

(9)傷病手当金の支給

組合員が5日以上継続して入院した場合申請により支給するとしていたが、平成26年度より組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病手当金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。（平成26年4月1日施行）

種 別	金 額
1種組合員入院1日につき	4,000円
2種組合員入院1日につき	1,500円
3種組合員入院1日につき	1,500円

4. 保健事業

(1)保健事業費の交付

種 別	金 額
定額交付分（1支部当たり）	1,550,000円
被保険者割交付分（被保険者1人当たり）	440円

(2)節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

節目健診の対象者は、次のとおりとする。

①1種組合員・2種組合員

1種組合員及び2種組合員のうち、平成26年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

②1種組合員の配偶者

①に該当した1種組合員の配偶者。

なお、この場合の配偶者の年齢は問わない。

③3種組合員

3種組合員のうち、平成26年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

(3)インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して1人当たり2,000円を限度に補助する。

(4)特定健康診査・特定保健指導

一 特定健康診査

- ① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。
- ② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。

基本項目	自己負担	0割
詳細項目	自己負担	0割

ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

二 特定保健指導

- ① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。
- ② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。

動機付け支援	自己負担	0割
積極的支援	自己負担	0割

(5)資金貸付事業

①高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。

②出産費資金貸付事業

被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(6)医療費通知

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(7)健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、保険者に実施が義務付けられている、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導について、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行なう。

(8)後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の各号に掲げる事業を行なう。

①傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合に支給するとしていたが、平成26年度より後期高齢者組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内の90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している者は、その支給期間を含める。）を限度とする。 （平成26年4月1日施行）

後期高齢者組合員 入院1日につき	4,000円
---------------------	--------

②死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。

後期高齢者組合員	200,000円
----------	----------

## 5. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

## 6. 広報活動の実践

- (1)組合報の発行
- (2)ホームページの活用

## Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しにより、実施されると段階的に引き下げられるなど当組合の事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

## Ⅳ. 事務研修会の開催

### (1)支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び平成26年度本稼働の新基幹システムへの対応等、又栃木県から事務処理の適正化を求められていることを踏まえ適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

### (2)東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

## Ⅴ. 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

## Ⅵ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

### 第6号議案 平成26年度歳入歳出予算（案） について議決を求める件 鈴木副理事長

平成26年度歳入歳出予算（案）について、プロジェクターを用いて趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決決定された。

全国歯科医師国民健康保険組合  
平成26年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	12,063,568	11,560,901	502,667
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	3,874,500	4,199,157	▲ 324,657
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 共同事業交付金	261,865	107,380	154,485
6. 財産収入	20,153	12,127	8,026
7. 繰入金	6	65,857	▲ 65,851
8. 繰越金	2,000,000	1,650,000	350,000
9. 諸収入	1,391	7,952	▲ 6,561
歳入合計	18,221,486	17,603,377	618,109

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	15,956	17,507	▲ 1,551
2. 総務費	530,228	667,114	▲ 136,886
3. 保険給付費	7,692,915	7,893,186	▲ 200,271
4. 後期高齢者支援金等	3,467,962	3,475,465	▲ 7,503
5. 前期高齢者納付金等	2,109,652	2,631,513	▲ 521,861
6. 老人保健拠出金	101	123	▲ 22
7. 介護納付金	1,544,078	1,461,300	82,778
8. 共同事業拠出金	393,120	170,186	222,934
9. 保健事業費	302,947	285,079	17,868
10. 積立金	48,390	101,718	▲ 53,328
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	2,116,136	900,185	1,215,951
歳出合計	18,221,486	17,603,377	618,109

## 全国歯科医師国民健康保険組合 平成26年度 歳入歳出予算書

歳 入

(単位：千円)

款	項	予 算 額
1. 国民健康保険料		12,063,568
	1. 国民健康保険料	12,063,568
2. 使用料及び手数料		1
	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金		3,874,500
	1. 国庫負担金	33,731
	2. 国庫補助金	3,840,769
4. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
5. 共同事業交付金		261,865
	1. 共同事業交付金	261,865
6. 財産収入		20,153
	1. 財産運用収入	20,153
7. 繰入金		6
	1. 特別積立金繰入金	1
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1
8. 繰越金		2,000,000
	1. 繰越金	2,000,000
9. 諸収入		1,391
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	1,185
	4. 雑収入	204
歳 入 合 計		18,221,486

歳 出

款	項	予 算 額
1. 組合会費		15,956
	1. 組合会費	15,956
2. 総務費		530,228
	1. 総務管理費	530,227
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		7,692,915
	1. 療養諸費	6,724,972
	2. 高額療養費	558,504
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	339,950
	5. 葬祭費	15,260
	6. 傷病手当金	53,229
4. 後期高齢者支援金等		3,467,962
	1. 後期高齢者支援金等	3,467,962
5. 前期高齢者納付金等		2,109,652
	1. 前期高齢者納付金等	2,109,652
6. 老人保健拠出金		101
	1. 老人保健拠出金	101
7. 介護納付金		1,544,078
	1. 介護納付金	1,544,078
8. 共同事業拠出金		393,120
	1. 共同事業拠出金	374,415
	2. 共同事業負担金	18,705
9. 保健事業費		302,947
	1. 特定健康診査等事業費	51,420
	2. 保健事業費	251,527
10. 積立金		48,390
	1. 積立金	48,390
11. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
12. 予備費		2,116,136
	1. 予備費	2,116,136
歳 出 合 計		18,221,486

## ■ 報告事項に関する質問

〔質疑応答の要旨〕

**Q** 要望ですが、本日の組合会の日程を見ると、今週もう一度祭日があります。来年度の会議日程予定表を見ると、祭日がある週に組合会の日程が組まれており、その日はまた診療を休まなければならないということになるので、祭日を含まない週にできないか。（鳥取県支部 小濱議員）

**A** 今後、理事会等で検討します。（齊藤専務理事）

**Q** 老人保健医療費拠出金というものはどういうものか教えていただきたい。（福井県支部 岸本議員）

**A** 老人保健はすでに終わっているが、精算分というのが出ています。（鈴木副理事長）

**Q** 今回、組合会の開催日が変更されました。今まで変更がなかったものが、執行部が変わった段階で変わってきた。それから来年度の会議日程を見ると、今まで水曜日に行なわれていたものが木曜日となり、各県でもいろいろな行事を抱えていると思うので、統一した形でやっていただければと思うが。

（富山県支部 山崎議員）

**A** 我々と同じように全国的な組織というのが日本歯科医師会、日本歯科医師連盟、日本学校歯科医会、それから我々の全国歯とあり、総会の月が大体重なっている。大変重要な職責を担っている先生方も多数いらっしゃる。今回はいろいろな日程の関係上そういうことになった。ご容赦いただきたい。（齊藤専務理事）

## ■ 第1号議案に関する質問

〔質疑応答の要旨〕

**Q** 保険料を急にこれだけアップすると言われても、なぜそんなに上げなければならないのかが分かりません（岡山県支部 渡部議員）

**A** まず均等割賦課額の値上げについては、

平成28年度国庫補助金が32%から16%の減額という案が、民主党政権時代にA案、B案として出て、0%から始まって32%までのB案となり、それでいくと全国歯は16%となる。24年度の決算をもって説明しますが、国庫支出金の事務費負担金が約4,656万円。国庫補助金が48億2,342万円余です。この国庫補助のなかで療養給付等補助金というものがあり、これが47億2,780万円余あります。この中には3月の追加分が5億8,547万円来ています。これを差し引くと41億4,231万円となります。そして償還金というのは必ず発生します。これが25年度分で約2億9,000万円ですので、これを減額して2億9,544万円を加算すると、44億3,700万円余という補助金になる。同じ計算を22年、23年度に適用すると、22年度は37億9,500万円、23年度が41億6,500万円。3年間の平均を粗く試算すると20億6,600万円の減となる。24年度を見ると22億1,888万円の減となる。これだけ国からの補助金が減るという試算になる。これは去年の夏の段階で出した試算のため今回の予算とは少し食い違ってきますがご理解ください。26年度予算において均等割賦課額というのは、予算の段階でまだ認められていませんが、対前年比約4億6,650万円の増という予算を立てました。平成27年度は約570人被保険者が減るのではないかと思います。そうすると約450万円収入減の試算をすると、26、27、28の3年間で約27億円余が貯蓄されます。しかしこの3年間の医療費の伸びを見なければなりません。この貯蓄から繰り入れたとすると、21年から24年の平均の伸びが2億7,700万円です。そうするとこの3年間で、約8億3,100万円を繰り入れ、残りが19億3,200万円となります。平成28年に32%から16%に変更されると、このように3年間にわたって800円、500円上げたとしても療養給付費が伸びると、28年度の段階では約2億円不足するのではないかという粗い試算になる。この3年間で800円、500円ずつ上げる理由というのは、今のままで、国から28年度にいきなり補助率を32%から16%とされた

場合に、猛烈な勢いで保険料の引き上げをしなければならぬ。26年度の予算においては、療養給付費が少し下がってきます。そうすると当然のことながら国からの補助金も減ってくるということになる。しかし最悪のことを考えると妥当かと思えます。ただし、前期高齢者納付金るとき激変緩和という措置が取られました。我々としては、国を相手に我々の組合だけでなく、それなりの組織を使って激変緩和ということもお願いするということも考えなければならぬのではないかと思います。（鈴木副理事長）

## ■第5号議案に関する質問

### 〔質疑応答の要旨〕

**Q** 28年度に明らかに32%が16%になるということは国会で法案が通ればそのようになるけれども、こちらから出している後期高齢者支援金や前期高齢者納付金の額がかなり多いので、こういうものの取り扱いが法案の中でどのようになるかということはまだ不確定な部分もあると思う。現在どおりということはずまず考えられない。それから療養給付費についても、少し伸びが止まったということもある。事業計画にあった保険料を28年度までに段階的に引き上げていくというような方針でしようが、こうした不確定な要素について執行部としてどのようなお考えであるか。（富山県支部 中道議員）

**A** まず26年度の決算をやって、その段階でどのような動きをしたか。それで、我々が立てた案どおりいくか、もう一度見直しさせていただきます。27年度も同じようにさせていただきます。それで、保険料の伸びが500円ではなく400、300になるかもしれません。ただしこれはやってみなければ分かりません。26年、27年の決算を見て、それでまた先生方にお諮りしたい。（鈴木副理事長）

**Q** 前期高齢者納付金が一番の問題点です。この金額が設定されたお金の割に、決められた金額が我々には分かっていない、ただしこの増減が、歯科医師会の力量が試されている

ような気がします。やっぱり我々の運営がしにくいときはこれで調節してくれているように思うのですが、この辺りを含めて私達のこれからの運営はいかがなものでしょうか。納付金は国が決めてきますが、組合が苦しいときには減額して助けてくれるような。もう少ししっかり分析して対応しなければならないと思うのですがいかがか。（徳島県支部 影本議員）

**A** 確かにこれは計算式もありますが、実は前年度の計算式そのままではいけません。国が必ず新しい係数というものを掛けてくる。この数字が分からないことには、私達として、こういう傾向になるだろうということしか分かりません。ですから今回減ったというのも、当組合の給付は上がっているが、向こうから来たものは下がっている。給付が上がっているのですから上がらなければおかしいと思うのですが、そうではないという事態が今回生じたということです。このことについては、もう少し分析してみますが、国が国全体を見ながら係数を出している。（鈴木副理事長）

**Q** 役員報酬についても今回は抑えられ、見直しをされたという話もありましたし、総務費のところでも精一杯頑張っているというお話を聞きました。組合員が少なくなってきたということであり、やむを得ないこととは思っていますが、保険給付金で去年1,000万点の話が出ました。その方が1か月足らずの間に亡くなったという話も聞きました。こういうことがこれからも出てくるのだろうと思うが、レセプト審査でのチェックがどういう形にされているのか、わかる範囲で教えていただきたい。また、柔道整復のチェック機能がどういう形になっているのか、なるべく出るお金を抑えていかなければいけないのではないかと思います。いかがか。（富山県支部 山崎議員）

**A** レセプト点検を委託し、その委託にかかったお金と補助金その他を合わせてどのよう

になっているかを見ると、今のところ黒字というか、それだけ返ってきている。2番目の質問の柔道整復については、365日のうち360日くらい受診したケースがあり、かかった方にお知らせをしました。そうしたら次の月からなくなりましたので、こういう事は支部のほうが分かると思います。おかしいと思ったときには、かかった方に「このようなかかり方をなさっていますが」という通知をすると止む例が多いです。先生もご承知のように、非常にたくさんの方がいて、我々もそのことについては目を光らせています。これは以前の決算のときにもどのくらいの割合になったかというのをかなり細かく分析し、お話ししてあります。その点について、理解はしております。（鈴木副理事長）

**A** 今国が申しているのは、国庫補助金というのはだんだん削減の方向になっている。全歯連や全協の総会で国からの説明もあるわけですが、各国保組合あるいは市町村国保等においても、保健事業を充実していくところに関しては将来補助金等についてきちんと考えていきたいというような意見も示されている。今後、我々の組合としては、新基幹システムも4月から稼働するので、補助金が削減されるから、仕方がなく保険料を上げる、ということではなしに、やはり医療関係の国保組合ということでもあるので、そういった保健事業の充実も図り、全体の医療費について少しでも少なくなることを目指し、他業種の国保組合等の模範になることができれば良いかなと考えています。そういった保健事業等について、また4月の職員の研修会でも、各支部のいろいろなご意見を頂きながら組合経営を考えてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。（齊藤専務理事）

**Q** 保険料について、収入で国庫補助金が少なくなるから3年で上げる中で、全部均等割か。所得割はどうなっているのか。前から保険収入で所得割を徴収しているから医業収入で徴収したらどうかという話があるが、所得割についてはもう3年は構わないという話な

のか。（岐阜県支部 後藤議員）

**A** 前執行部のときからの課題であり、そういったご意見があるのは十分承知している。理事会等では協議をしている。医業収入ということになると、算定の方法として確定申告書を出していただくといった方法を取っているのが歯科国保組合に2つ3つあるが、そういったことに1種組合員の先生方にご理解がいただけるかどうか。今は個人情報の保護といったようなことも言われている中で、先生方にそれを出していただくというのが本当に皆さんにご理解いただけるかといったことも理事会等では検討させていただいている。組合会にもいずれご報告させていただく時期がくると思いますので、今しばらくお待ちいただきたい。（齊藤専務理事）

## ■事前質問

### 〔質疑応答の要旨〕

**Q** 今回3問出させていただいたのですが、まず新基幹システムがこの4月から稼働ということになります。今年に入って現行のシステムと新基幹システムと両方稼働させ、確認作業中ということですが、もちろん新基幹システムのほうが優れていると思っています。ただ、例えば現行システムによると、保険料は当然1種組合員から総合計で入ってくるから、未収があった場合に診療所単位で登録ができるというのがメリットです。新基幹システムでは、診療所単位というより個人単位での登録となるので、診療所自体についても、スタッフを合わせると30名規模というところもあり、なかなか事務作業というのが大変になるケースがある。できれば新基幹システムをより良いものにしていただくために、変更等がいろいろと必要な場合はバージョンアップをしていただく機会を設けていただけないか。特に新基幹システムのマニュアルはあるが、実際に今登録作業をしていると、いろいろな支部から本部のほうに問い合わせがあると思う。できたらその点についても、Q&Aを事務局で作成し、各支部に出していただける

と非常に分かりやすいのではないかということも要望として出したい。（京都府支部内藤議員）

**A** どうしても長年使っている現行システムに慣れ親しんでいるのは否めないところだろうと思う。一応、この1年をかけて各支部の職員には少しずつできあがったパーツごとに質問を投げかけ、そういったことはやってきたところですが、26年度中に改定が予定される高額療養費の所得区分や、70歳以上の所得区分については改修の予定をしているところです。また、各診療所単位での把握ができないシステムではありません。画面展開をいくつかすると結果的にそれは分かりますが、そういった点も日立製作所と話をしながら、今後させていただきたいと思いますが、いずれにしても4月の事務研修会で各支部職員の話を実際に聞きたいと思い、今回は2日目午後には職員同士の疑問点を投げかけてもらう時間帯を作りましたので、ご了承をお願いしたいと思う。（齊藤専務理事）

**Q** 被保険者の同一世帯における保険の確認ですが、報告にもあったように、県の指導監督のところどころでここが指摘を受けている。現在、新規加入の場合には世帯主を含む住民票の提出をいただいているが、そちらを見ただけではこの点が全て確認できる現状ではない。この確認作業をするために、統一された何らかの指示いただくと、確認作業が確実になるのではないと思う。ただ、それぞれのところに電話で連絡をするということも大変な作業になってくるので、例えば同一世帯内に市町村国保の加入者がいないというところにチェックをしていただくとか、何らかの簡単なものがあれば、かなり事務作業上も簡便化されるのではないと思う。（京都府支部内藤議員）

**A** 国保組合の加入手続きに際して、従来から確認事項はお願いしているとおりでありますが、国保法によると世帯の属する方全員が健康保険に加入しているかどうかということを確認

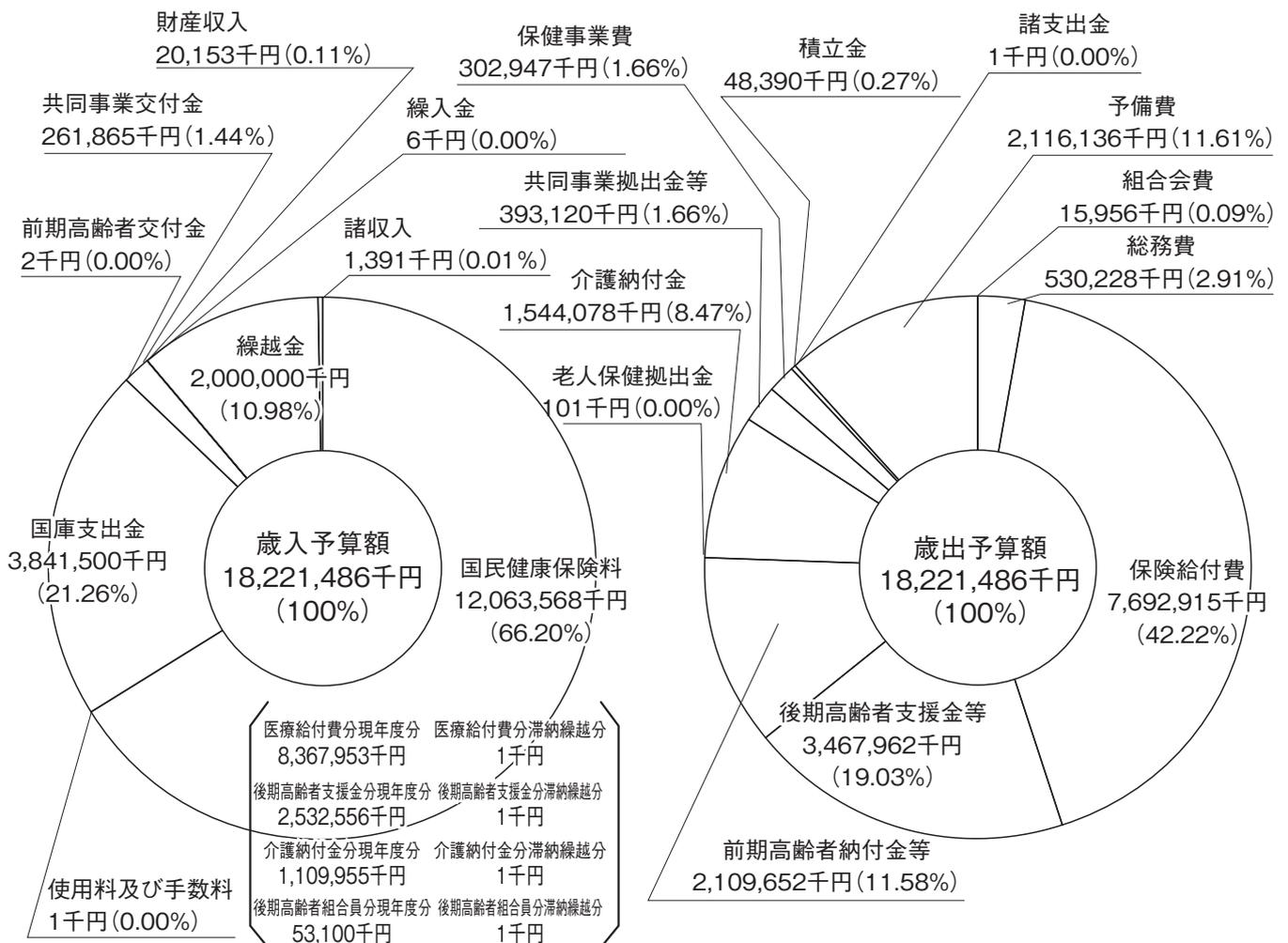
しなさいということになっている。これについては加入申込をされる方の住民票謄本を提出いただき、それに記載されている方についてそれぞれ確認する表があります。山梨県支部のほうで昨年来こういった問題がありました。先生は当然ご存じのことと思いますが、例えば衛生士が新規に国保組合に加入手続きをした場合、当然住民票を提出いただきます。そこで本人の家族、両親や兄弟といったものが住民票謄本に記載されているわけですが、その中で健保以外の方、市町村国保に入っている方は市町村国保を喪失して、全て我々の国保組合に加入するというのがひとつ。それから、我々の国保組合に加入せず、父母あるいは兄弟の加入している市町村国保に加入するというのが2つ目。もうひとつは世帯分離という方法を取ってもらい、加入申し込みをする方が世帯主となっていただくと本人のみ我々の歯科医師国保に加入できる。加入申込をされた方それぞれにいろいろな問題を抱えていると思いますので、一律には難しいと思うが、いずれにしても法律に則った確認作業をしていただくように、これも事務研修会でお話してまいりたいと思う。（齊藤専務理事）

**Q** 昨年行なわれました組合員の資格確認作業ですが、初めてのことでですから、組合員からたくさん質問が事務局に届けられた。調査票が非常に分かりづらいとか、添付資料がどうなのかといったいろいろな質問が支部のほうに上がってきた。これは3年ごとに実施されるということが決まっているわけですが、次の確認作業のときに同じことを繰り返さないよう、各支部の事務局がいろいろな情報を持っているので、できれば本部でもそれを吸収していただき、次の調査票を作成するときなどに何らかの改定を加えていただいて、より事務作業が簡便に確実にできるような形で改善していただけないか。（京都府支部内藤議員）

**A** 先ほど事務局からも報告しましたが、何

人か最終的には確認できないということですから。それを、栃木県を通じて国のほうに報告しています。また国のほうからの指導、申し入れ事項がありましたら、それも踏まえてさらに3年後、実際には2年後くらいになりますが、確認調査について鋭意進めてまいりたいと思います。（齊藤専務理事）

### 平成26年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



## 全国歯科医師国民健康保険組合表彰 特別功労賞

山下常務理事より、特別功労賞を表彰される横山靖夫相談役（前理事長）、今井博相談役（前専務理事）の紹介があり、引き続き尾上理事長より表彰状と記念品を贈呈し表彰した。



横山相談役



今井相談役

### 特別功労賞

よこやま やすお  
横山 靖夫（昭和12年1月30日）

- ・日本歯科医師会関係  
日本歯科医師会 予備代議員  
平成9年4月1日～平成12年3月31日  
日本歯科医師会 代議員  
平成12年4月1日～平成18年3月31日
- ・岐阜県歯科医師会関係  
岐阜県歯科医師会 理事  
昭和58年4月1日～平成3年3月31日  
岐阜県歯科医師会 常務理事  
平成3年4月1日～平成9年3月31日  
岐阜県歯科医師会 副会長  
平成9年4月1日～平成12年3月31日  
岐阜県歯科医師会 会長  
平成12年4月1日～平成18年3月31日

- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係  
本部関係  
全国歯科医師国保険組合 常務理事  
昭和53年7月1日～平成14年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 副理事長  
平成14年4月1日～平成20年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 理事長  
平成20年4月1日～平成25年7月31日  
全国歯科医師国保険組合 相談役  
平成25年8月1日～現在

- 支部関係  
全国歯科医師国保険組合 岐阜県支部常務理事  
昭和53年7月1日～平成3年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 岐阜県支部副支部長  
平成3年4月1日～平成15年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 岐阜県支部長  
平成15年4月1日～平成25年6月30日  
全国歯科医師国保険組合 岐阜県支部顧問  
平成25年7月1日～現在

### 特別功労賞

いま い ひろし  
今井 博（昭和14年5月20日）

- ・日本歯科医師会関係  
日本歯科医師会代議員  
平成9年4月1日～平成16年8月31日
- ・新潟県歯科医師会関係  
新潟県歯科医師会 監事  
昭和63年4月1日～昭和63年9月15日  
新潟県歯科医師会 代議員  
平成3年4月1日～平成6年3月31日  
新潟県歯科医師会 常務理事  
平成6年4月1日～平成9年3月31日  
新潟県歯科医師会 専務理事  
平成9年4月1日～平成15年3月31日  
新潟県歯科医師会 会長  
平成15年4月1日～平成17年3月31日

- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係  
本部関係  
全国歯科医師国保険組合 組合会議員  
平成9年4月1日～平成10年1月31日  
全国歯科医師国保険組合 理事  
平成10年2月1日～平成14年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 常務理事  
平成14年4月1日～平成17年10月31日  
全国歯科医師国保険組合 専務理事代行  
平成17年11月1日～平成18年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 専務理事  
平成18年4月1日～平成25年7月31日  
全国歯科医師国保険組合 相談役  
平成25年8月1日～現在

- 支部関係  
全国歯科医師国保険組合 新潟県支部監事  
昭和63年4月1日～昭和63年9月15日  
全国歯科医師国保険組合 新潟県支部常務理事  
平成6年4月1日～平成15年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 新潟県支部長  
平成15年4月1日～平成17年3月31日  
全国歯科医師国保険組合 新潟県支部顧問  
平成17年4月1日～現在

#### 【横山相談役の挨拶の要旨】

ただ今、本日の組合会で私達2人に特別功労賞を授けていただきまして本当にありがとうございました。先ほど私の略歴も発表して

いただいておりますが、合併体になりました昭和53年4月にこの組合ができたわけですが、私の岐阜県支部から常務として入っておられた先生が亡くなられて、それで私が7月

からその跡を継いで、本部の常務理事という形で就任しました。そのときの会長から「お前の先輩が亡くなったのだから代わりに行って来い、すぐに代えてやるから大丈夫だ」と言われ、それから35年。私は国保組合にいたというだけで、特別これということをしたわけでもありませんが、しかしこの組合も大きな変遷を迎えてきております。先程はいろいろとご説明があり、あるいは先生方の質問もあったかと思いますが、本当にこの国保組合は、私は合併して良かったと思っております。単県国保組合であった場合、今度の国庫補助がどのようになるかまだ分かりませんが、とにかく俎上に上ったものが元に戻るといことはございませんので、何らかの形で必ず削減されてくると思います。それに対応するために私と今井前専務が、今までどおりの組合運営をしてはだめだ、やっぱりこれからの国保組合のあり方について十分対応できるような制度や機構の改革をしていかなければならないということで、非常に有能な今井前専務にいろいろと手がけていただきました。そしていろいろなところで透明性のある組合運営をしていこうという中で、制度改革あるいは機構改革をしていただきました。これが、これからの国保組合を維持していくには絶対に必要なことだと思います。というのは、やはり組合員、被保険者があって我々組合があるわけですので、被保険者に還元するというのが第一の目的だと思うわけです。それにはいろいろな面の還元の仕方があろうかと思いますが、そんなことも含めて、これからの先生方も大変だと思いますが、しっかりやっていただきたいと思っております。さらに、今回今井先生と一緒にこの賞をいただけたということが非常に嬉しい。皆さんご存じのように、今井先生は任期中に最愛の奥様を亡くされました。それにもかかわらず献身的に組合の運営に努力されております。そんな今井先生の努力は、特別功労賞受賞は当然だと思っております。私は理事長という形でいただけるというようなもので

が、今回今井先生には本当にご苦労様と言いたいし、本当におめでとうと言いたいと思います。こんな雑駁なお礼の言葉になってしまいましたが、私達まだまだ若い年齢でございますので、これからの国保組合に少しでもお役にたつように努力させていただきます。それをお誓い申し上げてお礼の言葉とさせていただきます。

### 【今井相談役の挨拶の要旨】

ただ今は、特別功労賞を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。ご承知のように特別功労賞は、理事長を務め、顕著な功労のあったものに与えるという規則になっております。従いまして、専務であった私は本来該当するものではございませんけれども、先生方のご厚意によりまして理事会の議を経て特別に受賞させていただきましたことを心からお礼申し上げたいと思います。それから前回、第73回通常組合会において、これも横山理事長と共に前例のない感謝決議をしていただきました。私にとってこの2つとも、規則を超えた栄位を与えていただいたということで、心から感激しているところでございます。たいへんありがとうございました。これも役員の方、そして組合会議員の方、さらに事務局職員の皆様方のご理解、ご協力そしてご指導の賜物と考えております。横山前理事長からも過分なお褒めの言葉をいただきましたことを大変恐縮いたしております。長い間お世話になりました全ての皆様方に心から感謝とお礼を申し上げましてお礼のご挨拶といたします。

### 叙勲受賞者に対する記念品の贈呈

山下常務理事より、平成25年秋の叙勲で、保健衛生功労により旭日双光章を受章された徳島県支部の堀部理事の紹介があり、引き続き尾上理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。

**【堀部理事の挨拶の要旨】**

組合会という場でこのような記念品をいただきまして誠にありがとうございます。もうひとつ申し訳ないのが、私は今期初めて理事の末席に加えていただいたばかりで、この組合会でいただくというのはなんとなく面映ゆいというか、申し訳ないような気もいたしております。昨年思いがけずこのような叙勲を受けましたけれども、これは歯科医師会という組織の中で先輩方が築いてこられた経験、実績があって、信用力もそうでしょうけれども、そういうものがあっていただけたと思っております。今後は、引退するには時間があるかなと思っておりますので、歯科医師国保のため、組合員の先生方のためにわずかですが尽力できればと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

**閉会の辞**

**鈴木副理事長**

長時間にわたります審議、大変ありがとうございました。6つの議案を出しまして、全て承認していただきまして本当にありがとうございます。また、これからの組合の運営につきましても貴重なる意見をいただきまして本当にありがとうございます。これからは私達は一生懸命やりたいと思いますが、なかなか前のほうが見えにくい時代です。そういうときにまた先生方のお力を借りながら、またお知恵も借りながらやっていきたいと思っておりますので、今後もひとつよろしく願いしたいと思っております。これにて閉会させていただきます。

**叙勲受章者紹介**

ほり べ ひろし  
堀 部 紘 先生  
(昭和18年7月25日生)



【受章種別】 旭日双光章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

- 平成 9年 2月 徳島県教育委員会表彰 (学校保健功勞)
- 平成10年 2月 徳島県知事表彰 (地域歯科保健功勞)
- 平成12年11月 厚生大臣表彰 (歯科保健事業功勞)
- 平成15年11月 日本歯科医師会会長表彰 (役員功勞)
- 平成19年11月 藍綬褒章 (保健衛生功績)

【略 歴】

- ・ 県歯科医師会関係
  - 昭和63年 4月 1日～平成 9年 3月31日 徳島県歯科医師会理事
  - 平成 9年 4月 1日～平成15年 3月31日 徳島県歯科医師会常務理事
  - 平成15年 4月 1日～現在 徳島県歯科医師会副会長
- ・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)
  - 平成25年 8月 1日～現在 全国歯理事
- ・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)
  - 平成17年 4月 1日～現在 徳島県支部副支部長

## お知らせ

### 被保険者証の交付

被保険者証の材質が今までのクレジットカード型の厚いプラスチック製からトランプカード型の薄いプラスチック合成紙へと変更しました。

また、被保険者証の印刷発券を業務委託しておりましたが、平成 26 年 4 月 1 日から支部事務所で印刷発券となりました。

なお、支部事務所により対応が異なりますので、詳しくは支部事務所へお問い合わせ下さい。

### 特定健診のご案内

特定健診対象者（40 歳～74 歳で、かつ当該実施年度の1年間を通じて本組合に加入している方）には、5月ごろ「特定健康診査受診券」を送付しますので、健診の受診時には必ず「特定健康診査受診券」と「保険証」を窓口に提示してください。

なお、「特定健康診査受診券」のみハガキにて送付しますので、「特定健診のご案内」、「特定健康実施機関一覧」、「質問票」につきましては、下記のとおりとなります。

- ◎「特定健診のご案内」「質問票」につきましては、本冊子に掲載、または、別冊にて送付します。また、本組合ホームページにも掲載予定です。
- ◎「特定健診実施機関一覧」につきましては、受診される健診機関・医療機関に直接問い合わせさせていただくか、本組合ホームページに随時、実施機関を更新し掲載しますのでご利用ください。

### 節目健診のご案内

平成 26 年度、対象者の方はこの機会に是非、節目健診を受診しましょう。

30,000 円を限度として健診費用を支給します。

対 象 者	1 種組合員 2 種組合員	今年度中に 30 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する方
	対象となった 1 種組合員の配偶者	年齢を問いません
	3 種組合員	今年度中に 20 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する方

※詳細につきましては、各支部にお問い合わせください。

## 東京事務所紹介

平成4年に市ヶ谷から高円寺に事務所を移して22年になります。

高円寺は、阿波踊りが有名で、駅周辺には7つの商店街があり、若者向けの衣類品、雑貨や安くて美味しい飲食店などが多くあります。

7つの商店街の中でも純情商店街は、ねじめ正一さんが直木賞を受賞した「高円寺純情商店街」で全国的にも有名だと思います。

その純情商店街とあづま通り商店街に挟まれているところに、東京事務所はあります。

現在、職員は、パート職員を含めて10名で仕事をしております。



### 職員紹介

**事務局長 田邊 千浩**  
 担当 事務局の総括及び総務  
 休日は、テニスやロードバイクに乗っています。

**次長 圓谷 勝彦**  
 担当 新基幹システム管理・運用及び保健事業  
 吹奏楽や市民オーケストラに参加をしています。

**総務課長 神田 則雄**  
 担当 組合員の管理及び保険料関係・経理  
 サイクリングとゴルフ（年一行事になってしまいました。）

**出納係長 北島 尚樹**  
 担当 経理及びコンプライアンス  
 サイクリングと釣り（小型船舶2級の免許を取得しました。）

**業務係長 岡田 昌和**  
 担当 保険給付及び国保総合システム  
 野球観戦（阪神ファンのファン）

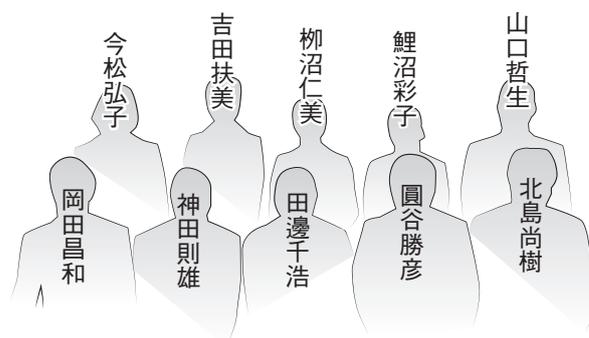
**主任 山口 哲生**  
 担当 特定健診関係及び医療費通知  
 休日は、ロードバイクで遠出をしています。

**主任 今松 弘子**  
 担当 受付業務及び総務  
 天然酵母に拘ったパン作りにはまっています。

**主事 柳沼 仁美**  
 担当 保険給付及び保健事業  
 ブラバンクラフトでストラップ等を作っています。

**主事補 吉田 扶美**  
 担当 庶務及び経理補助  
 テニスを始めて、2年。より上を目指します。

**主事補 鯉沼 彩子**  
 担当 国保総合システム及び渉外  
 バレエ（踊る方です）鑑賞



お知らせ

**傷病手当金・傷病見舞金の支給**

**傷病手当金**

組合員が5日以上継続して入院した場合申請により支給していましたが、平成26年4月入院より『5日以上継続して入院』という条件が無くなり、入院当日から申請により支給されます。(年度内90日限度)

- 1種組合員入院1日につき 4,000円
- 2種組合員入院1日につき 1,500円
- 3種組合員入院1日につき 1,500円

**後期高齢者組合員保健事業 傷病見舞金**

傷病手当金と同様に、後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合申請により支給していましたが、平成26年4月入院より『5日以上継続して入院』という条件が無くなりました。

ただし、同一年度内90日が限度で、後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している方は、その支給期間を含めます。

また、申請には入院期間が記載されている領収書、入院証明書等の書類を添付していただきます。

後期高齢者組合員入院1日につき 4,000円

**インフルエンザ予防接種補助事業**

インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種をした方に、その予防接種の費用の一部を負担します。

**対象者**

当組合の被保険者(後期高齢者組合員を除く)

**実施期間**

事業年度の4月1日から翌年3月31日まで

**補助金額**

- ①1名につき、2,000円を限度に支給します。
- ②費用額が2,000円に満たない場合は、実費分を支給します。
- ③2回接種法で1回分が2,000円未満の場合、2回目分の領収書を提出した場合は、その合算額から2,000円を限度に支給します。
- ④他の制度(市町村等)より補助を受ける時は、その制度を優先します。

**申請期限**

当該事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に申請してください。

**全国歯報** No.74 2014年4月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合  
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2  
☎03-3336-8818

発行人 尾上 徹

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙 「六義園のしだれ桜」

六義園は5代將軍綱吉側用人、柳沢吉保が下屋敷に元禄15年に造園した和歌の趣味を基調とした大名庭園である。

園の内庭大門を入った所にしだれ桜の大木が植えられており、花見の季節にはライトアップされ、多くの人が訪れる。

明治期には、三菱の創業者である岩崎彌太郎の別邸となったが、昭和13年に東京市(都)に寄付された。

撮影者：今井 博 相談役